

基 本 金 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入高				
(何)				
計				
当期取崩高				
(何)	△	△		
計	△	△		
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	——		——	
当期組入高	——		——	
(何)	——		——	
計	——		——	
当期取崩高	——		——	
(何)	——	△	——	
計	——	△	——	
当期末残高	——		——	
第3号基本金				
前期繰越高	——		——	
当期組入高	——		——	
(何)	——		——	
計	——		——	
当期取崩高	——		——	
(何)	——	△	——	
計	——	△	——	
当期末残高	——		——	
第4号基本金				
前期繰越高				
当期組入高				

当期取崩高	△	△		
当期末残高				
合 計				
前期繰越高	_____			
当期組入高	_____			
当期取崩高	_____	△		
当期末残高	_____			

(注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。

2 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第3号基本金以外の基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の100分の1に相当する金額（その金額が、3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。

3 要組入高の欄には、第1号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基本金にあつては第30条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。

4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考

第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画等を記載した表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。